

平成25年2月25日(14:00)

**【照会先】**

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
災害救助専門官 日野 徹(内線2819)  
救助係員 谷山 里之(内線2830)  
(代表電話)03(5253)1111  
(直通電話)03(3595)2614

今冬期、新潟県における大雪にかかる災害救助法の適用について  
(第2報)

1 災害の概要

新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【新潟県】</b> 長岡市 (ながおかし) 柏崎市 (かしわざし) 小千谷市 (おぢやし) 十日町市 (とにかまちし) 上越市 (じょうえつし) 魚沼市 (うおぬまし) 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 阿賀町 (あがまち) ※妙高市 (みょうこうし)	2月22日 2月22日 2月22日 2月22日 2月22日 2月22日 2月22日 2月22日 2月25日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・障害物の除去